行政機能 エネル ギー 情報 通信 産業 構造 交通 • 物流 農林 水産 国土 保全 土地 利用 住宅• 保健医療 金融 環境 /警察• 都市 • 福祉 消防

津波被害を回避するために住宅の移転を進めたい

支援の名称	津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築に対す る市街化調整区域における開発許可の規制緩和
制度の 趣旨・背景	南海トラフ地震から県民の生命を守るため、津波浸水予測区域からの転居に伴う 住宅の建築等に対する開発許可の規制緩和を行うものです。
制度の内容	 ○条件等 ・津波浸水予測区域内の本人又は同居する親族が所有する住宅に、津波浸水予測区域公表日(平成24年12月10日)以前から居住していること ・津波浸水予測区域外に居住用の住宅や、津波浸水予測区域外に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと ○転居先の土地等 ・津波浸水予測区域外であること ・津波浸水予測区域公表日以前から本人又は3親等内の親族が所有する土地(同一市町内の転居は購入した土地も可) ・専用住宅に限る(ただし、転居元が業務用併用住宅の場合は、同種の業務併設は可) ・敷地面積は500平方メートル以内であること
対象となる方	○対象者発災時に自ら避難することが困難な者(避難行動要支援者名簿登載者及び市町長が認めた者)○対象地域高知広域都市計画区域内の南国市、香美市、いの町の市街化調整区域※中核市である高知市は除かれます。
問い合わせ 先など	 ○所管 高知県 土木部 都市計画課 TEL: 088-823-9849 E-mail: 171701@ken.pref.kochi.lg.jp ○関連 URL ・市街化調整区域における開発許可の規制緩和について http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/2014102200129.html